

第109回産業統計部会 議事結果

1 日時 令和3年7月1日(水) 14:00～15:40

2 場所 遠隔開催(Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂(部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和(株式会社農林中金総合研究所 主任研究員)

【審議協力者】

内閣府

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

○ 前回の部会(令和3年6月9日)において追加説明が求められた事項の審議を行い、その後、審査メモに沿って、前回答申(平成30年11月22日)の際に示された課題への対応状況について審議が行われた。

○ その後、答申(案)の方向性について、川崎部会長から事項ごとに説明があり、部会として了承された。また、答申(案)は、今後取りまとめた上で書面決議を行い、7月開催予定の統計委員会に報告することとされた。

また、農業経営統計調査の審議を契機とする農林業センサスに関する部会長メモ(以下「部会長メモ」という。)について、部会長から提案がなされ、部会として了承された。部会長メモについても、7月開催予定の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前部会の審議を踏まえた追加説明事項

① 副業的経営体における青色申告・白色申告の状況

・ 副業的経営体(以下「副業」という。)のうち、青色申告をしている副業の割合

が、農産物販売金額の階級により差はあるものの、約6割～8割と非常に高くなっている。前回の部会では、青色申告している副業は2割強との説明であったと認識しているが、この違いは何か。

⇒ 本日の資料は、農産物販売金額が500万円以上に限って資料を作成している。副業の太宗を占める500万円未満の経営体についてみると、大多数が青色申告ではないことから、副業全体としてみれば、青色申告は2割程度になるということである。

⇒ 500万円未満は、ほぼ白色申告ということで、小規模の経営体については詳細調査の対象外となることから、適切な案だと考える。

② 報告者の補充選定

・ 前回の部会で、可能な限りパネルデータとして分析者等が利用できるようにしてほしい旨の要望を出したが、非常に良い対応案をいただいたと考えている。本案のように実施していただければ、サンプリングの考え方を維持しながら、より多くのパネルが利用可能となるため、是非とも対応をお願いしたい。

⇒ 農業は継続しているにもかかわらず、経営体の区分変更に伴って脱落してしまうことによる結果の偏りを減らす面からも適当と考える。

③ GDP推計のための情報提供

・ 経営統計調査の調査については、現状においても12月に公表されているということから、GDPの第一年年次推計には利用されていないということか。

⇒ 従前から第一年年次推計には結果を利用できていない状況である。

⇒ 今回の変更により、新たな取組として、調査票情報の二次的な活用の一環として、GDP推計への活用が検討されるとのことで、現状よりはよくなるという認識である。

(2) 前回答申の際に示された課題への対応状況

① 生産費調査の調査対象区分の検討

・ 農業経営統計調査という傘の下にあるとはいえ、経営統計調査と生産費調査の目的が違うため、それぞれ適切な対応をすればよく、両調査の区分を形式的に合わせず調査しないといけないものはないと考える。

・ 生産費調査について、個別経営体と組織法人経営体への調査に分けて調査している理由は何か。

⇒ 米・小麦・大豆については個別経営体と組織法人経営体のどちらも調べているが、組織法人経営体は集落営農を起源とするものが多い。集落営農は、複数の農家が一緒に農業を行うものであることから、農機具についても、自らが所有するものではなく、借りている場合が多い。そのため、農機具に関する費用が賃借料

として計上されることが多い。これに対して、個別経営体は、自ら所有する農機具を利用することが多く、関連経費が減価償却費として計上される。このように同じ内容の経費であっても、計上項目が異なるなど、費用構成として重要な違いが生じることから、調査を分けている。

- ・ 米・小麦・大豆以外の品目でも組織法人経営体はあるのではないかと。今後3品目以外に組織法人経営体が増えたときに、いつのタイミングで調査対象に加えるのか。
⇒ 調査の拡大により、リソースの手当も必要になることから、調査結果へのニーズの有無が大きく影響する。ユーザーである政策担当部局の考えを重視しないとイケないため、統計部局として個別に判断ができない。
⇒ 法人数や経営体数で考えると、畜産についても大規模化が進んでいると思う。経営体数の違いから、3品目以外は組織法人経営体の調査対象にしていない現状や、交付金の算定に使われているという事情は理解できるが、交付金算定のための調査ということではなく、各種農畜産物の生産費全体を俯瞰的に調査した上で、交付金の算定は別途基準を設けて、調査結果を活用するというにすれば、統計としてより生産費を詳細に確認できる可能性がある。将来的には、このように考えた方が良いのではないかと。
⇒ 調査に活用できるリソースも勘案しながら、今後検討してまいりたい。
- ・ 資料上の書きぶりとして、経営統計調査の目的がEBPMで、生産費調査の目的が交付金等の算定とすると、交付金等の算定がEBPMに基づいていないという印象を与えてしまうため、説明の際には工夫する必要がある。

② オンライン回答の推進の検討

- ・ 政府統計において、オンライン回答を推奨している趣旨は、オンライン回答を可とすることで、報告者負担の軽減や調査の効率化につながるということであって、負担が増えてもいいから、オンライン化の実績が上がればよいという意味ではない。したがって、オンライン化の導入・推進は、調査ごとに考える必要があると考える。
本調査の場合、調査事項も多岐にわたり、様々な情報を利用して回答することを考えると、紙調査票を用いて、記入可能な部分から記入可能なタイミングで順次埋めていく方が効率的で、オンラインによる画面入力だと、調査票作成途上における一時保存なども含め、逆に手間がかかる可能性もある。
農林水産省においては、別途、スマート農業技術（デジタルトランスフォーメーション）の活用による調査票情報の取得に向けた検討も進めているとのこと、今後も、その方向で努力していただきたい。

(3) 答申（案）及び部会長メモ

(特に意見なし)

(以 上)